木曽広域ケーブルテレビ利用再開届

木曽広域連合長 様

下記のとおり、木曽広域ケーブルテレビの利用を再開したいので、木曽地域高度情報化施設の 設置及び管理運営に関する条例第19条の規定により届けます。

また、加入者の住民票を町村役場へ確認することについて承諾します。

申請日 年 月 日

休	止	18	=r	住 所 木曽郡				
		場	所	集合住宅名又は家主()	
加又	入者は	f 氏 名	名称	[電話番号:	_	_]	
再	開	場	所	住 所(木曽郡 集合住宅名又は家主()行政区名())
再	開希	9 望	日	年	月	日から		
再	開	理	由					
再開場所に住民票があるお客様におかれましては、お客様立会いのもと、音声告知端末を 設置させていただきます。事前に設置日のご相談をさせていただきますので、ご対応いただ ける方の連絡先をご記入ください。 対応者氏名: 加入者様との続柄:本人/家族() 電話番号: –								
		· _ 				/× 		

- ・再開時に工事費(13,200円~)がかかります。又、再開建物が変わる場合は引込工事費(44,000円~)が必要となります。
- ・休止場所と再開場所が違う場合は木曽広域ケーブルテレビ加入・利用申込書もご提出ください。
- ・休止時と再開時の加入者が違う場合は地位承継届(様式第7号)もご提出ください。

町村・広域連合記入欄	住民票の有無:	有		無	加入者コード:			
7171 四次是自己八幅	LLXXVIII.							